

令和5年度 社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会
奈良県中央善意銀行支援付助成金(ステップアップコース)
募集要項

奈良県中央善意銀行は、県内における地域福祉の推進を目的として、県民の皆様からの寄付をより効果的に反映させるため、善意の助成事業を実施しています。

令和5年度の助成事業では、支援付助成として、以下のテーマに資する事業に対し助成・支援を行います。

【テーマ】 「地域課題から住民・社会と連携・協働する地域づくり」

奈良県中央善意銀行では「一人ひとりが大切にされ、ともに支え合うまちづくり」の実現を目指し、地域福祉活動を目的とする団体に対して支援をしていきます。

1. 対象団体

1) 地域福祉活動を目的とする民間団体。法人格の有無は問いません。

ただし、過去3年以内(令和2年度～令和4年度の間)に本助成(ビギナーコース、奈良県中央善意銀行預託金配分事業も含む)を受けた団体は対象外とします。

2) 助成期間内に定期的に奈良県中央善意銀行サポートチーム(有識者、社会福祉協議会関係者等)の支援を受けることができる団体。

※支援は、必要に応じて1～2ヶ月間に1回程度の活動についてアドバイス等を行い、活動のステップアップを目指します(現地訪問を含む)。

2. 対象事業

申請の対象となる事業は**新規に取り組む**以下の事業であり、助成期間は原則申請年度のみとなります。

【テーマ】

「地域課題から住民・社会と連携・協働する地域づくり」に資する事業に要する経費の一部又は全部(上限あり)に対し助成します。

※こちらの支援付助成は団体の活動を新たな事業で広げること、深めることを目的とします。

◆活動の中で出てきた地域課題に対して住民・地域と協働して、新たな事業を展開し、地域福祉に貢献する事業

例：・サロン(居場所)活動から把握した地域の課題に対し、地域の見守り活動を行う事業。

・コロナ禍により制限を受けた活動を、オンライン活動、屋外での活動に移行して、既存の対象者と新たな対象者の掘り起こしを行う事業。

・団体の構成員が高齢化してきているため、新たな活動を行い、若者層を獲得していく事業。

※その他、様々な事業がありますが、原則、地域福祉に係る活動に対する支援付助成です。

3. 事業実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に実施する事業

※但し、助成の決定は令和5年6月中旬～下旬頃になります。

4. 助成金額

1団体の上限金額 50万円（1団体を予定）

※次のいずれかに該当する事業、経費は対象外とします。

- ① 国または地方公共団体が実施する事業または実施を委託する事業
- ② 営利目的の事業（株式会社、有限会社など営利法人が実施する事業）
- ③ 社会福祉法人が実施する事業
- ④ 過去実施した事業、又は過去から実施されている継続的な事業（新規に取り組む事業を対象としています）
- ⑤ 実施団体名の変更のみで過去から実施されている継続的な事業、又は著しく類似した事業
- ⑥ 備品や物品購入のみを目的とした事業（活動に対する助成を主目的にしています）
- ⑦ 外部委託が助成申請金額の50%以上を占める事業
- ⑧ 他の団体からの助成金を活用して実施する事業
（助成申請中での応募は可能ですが、本助成決定後に他の団体からの助成が確定した場合は、本助成の対象からはご辞退いただきます。）
- ⑨ 奈良県外で行われる事業
- ⑩ 個人の生活支援にかかる経費
- ⑪ 食料費、宿泊費、備品費（購入額の合計が8万円を超えた額）、図書費（購入額の合計が2万円を超えた額）、車両購入費、申請団体構成員に対する謝金、職員の人件費

※上記の費用を事業費に含む場合は、自己資金等他の財源から支出することがわかるよう申請事業収支予算書に明記してください。

5. 選考方法・発表

1) 選考方法・発表

奈良県中央善意銀行運営委員会において、プレゼンテーション方式にて選考を行い、①書類選考、②事前プレゼンテーション動画撮影、③奈良県中央善意銀行運営委員会での審査を行います。

【選考基準】以下の基準を勘案し、総合的に判断します。

- ・どのような地域課題（テーマ）に取り組みたいかが明らかであること
- ・実行可能なプランを立てていること
- ・地域の関係団体などとの連携が一定あること
- ・本助成金の終了後にも、継続して取り組みが行えること
- ・助成金を有効かつ適正に執行できること

2) スケジュール

以下のスケジュールで選考を進めていきます。

①書類選考

申請書類に不備がないか、対象団体に該当するか、本助成金の趣旨に合っているか等を書類で確認します。選考を通過した団体へは、事前プレゼンテーション動画撮影の案内を行います。この段階で明らかに本助成金に適さないと判断した場合は、不採択となりますのでご了承ください。（いずれの場合も、令和5年5月2日までに文書通知します）

②事前プレゼンテーション動画撮影

令和5年度プレゼンテーション方式では、新型コロナウイルス感染症感染対策を行い、指定する場所にて、令和5年5月12日（金）9時～17時にプレゼンテーション動画の撮影を行います。

※プレゼンテーションにあたっては、分かりやすく伝えるための資料等のご用意をお願いします（こちらについて、書式は問いません）。資料等につきましては、令和5年5月2日（火）17時までに提出をお願いします。

※時間帯については、本会より連絡いたします。

※一団体20分程度の動画撮影を予定しています（学識・有識者の質疑応答を含む）。

※プレゼンテーション動画撮影の参加は一団体2名までとします。

※応募団体が多い場合には別日にて対応する場合があります。

※新型コロナウイルス感染症感染状況によっては、オンライン上（Zoomミーティング）での動画撮影を行う場合もあります。その場合には、事務局より連絡します。

③奈良県中央善意銀行運営委員会審査会

奈良県中央善意銀行運営委員会にて、【選考基準】に従って審査を行います。審査結果は令和5年6月下旬を目処に申込団体すべてに文書にてご通知します。なお、不採択にかかわる理由等についてはお知らせできませんので、予めご了承ください。

6. 申込受付期間

令和5年3月1日（水）～4月14日（金）当日消印有効

※持参の場合の受付時間は、9時から17時とします。

※可能な限りお早めに申請してください。

7. 申込方法

別紙「奈良県中央善意銀行助成金申請書類」（第1号様式、様式1、申請事業収支予算書）に必要な事項を記入の上、必要な添付書類を添えて下記宛に郵送してください。場合によっては、電話等で事業内容のヒアリングを行うことがあります。なお、ご提出いただいた書類等の返却はできませんので、予めご了承ください。

申請書については、奈良県社会福祉協議会ホームページ 助成金情報よりダウンロードできます。郵送にて申請書送付希望の場合は下記《お問合せ先》までご連絡ください。

8. その他

- 1) 支援付助成金とは、奈良県中央善意銀行サポートチームから必要に応じて1～2ヶ月間に1回程度の活動についてアドバイス等を行い、活動のステップアップを目指す助成金です（現地訪問を含む）。
- 2) 助成が決定した団体には、事業終了後2ヶ月以内または令和6年4月5日（金）のいずれか早い方の日までに、事業報告ならびに決算報告を所定の様式に従い作成し、ご提出いただきます。また事業実施期間中に事業内容の変更が生じた場合は、所定の様式により変更申請が必要になります。
- 3) 助成が決定した場合、団体名や助成内容を公表させていただく場合がありますので、予めご了承ください。また、本会が実施するセミナー等において助成事業の活動報告をしていただくことがあります。
- 4) 下記のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部を返還いただきます。
 - ①申請事業の決算額が、助成金額を下回ったとき
 - ②助成決定後、事業を停止または休止したとき
 - ③助成決定後、事業を実施しなかったとき

《お問合せ先》

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 総合ボランティアセンター
福祉教育・ボランティア活動係（担当：田中、水本）
〒634-0061 橿原市大久保町320-11 県社会福祉総合センター2F
TEL：0744-29-0155 FAX：0744-26-0234
※月～土（祝日除く）8:30～17:00